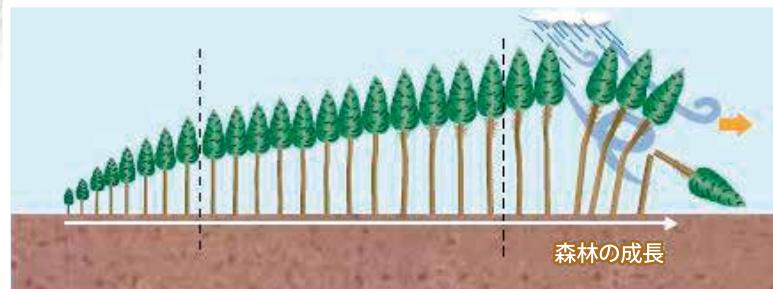


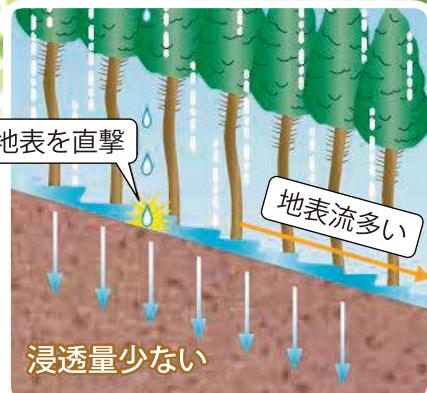
森林は適切な手入れが必要です

手入れが実施されないと森林の働きが損なわれます

間伐しないと…



1本1本が充分に日光を受けることができず、木は細長くなり弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下層には下草や低木が育ちにくくなります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなり、水源かん養機能も低下します。

平成31年4月から森林経営管理制度が
スタートしました。

適切に経営管理を
実施していない
森林

- ①市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認します。
- ②市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。



意向を
確認
→
経営
管理を
委託



市町村

市町村に森林の経営管理を委託した場合

- ③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。
- ④林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



林業経営に
適した森林

経営管理を
再委託

意欲と能力のある林業経営者

林業経営に
適さない森林

市町村が管理

森林經營管理法(抜粋)〈平成31年4月1日施行〉に基づく森林所有者や市町村等の責務

(責務)

第3条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、經營管理を行わなければならない。

市町村は、その区域内に存する森林について、經營管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村に対する援助)

第49条 国及び都道府県は、市町村に対し、經營管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとする。

【森林經營管理制度の具体的な流れ】

対象森林の選定(施業履歴の確認等)

所有者の確認(林地台帳等)

意向調査対象森林と実施時期の決定

地区説明会等の開催

森林所有者への意向調査

➡【対象森林】

- ・地域森林計画の対象となっている人工林※
(県及び市町村が所有しているものを除く)
- ・間伐が行われていない、または10年以上間伐が行われていないなど林分が過密化している森林

※地域の実情により天然林及び竹林等を含めることも可能

經營管理権集積計画(案)の作成

森林所有者及び権利者の同意取得

境界の明確化

經營管理権集積計画の公告(經營管理権の設定)

区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方法	意欲と能力ある林業経営者による經營管理を再委託	市町村が經營管理を実施
管理方針	木材の持続的な生産・利用 [針葉樹による育成单層林]	公益的機能の持続的な発揮 [針広混交林等の複層林]
施業内容	・木材生産を目的にした施業 ・伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施	・長伐期化や複層林化による非皆伐施業 ・市町村が間伐等の施業を適期に実施
經營管理権の設定期間	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上 (主伐後10年以上)の存続期間を確保	基本的に市町村が継続的に管理するための権利として設定することを想定
木材収入の取扱い	施業に要する費用(林業経営者の利益を含む)を差し引いた上で、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない (市町村の費用の一部に充当)

お問い合わせ先

長野県庁 林務部 森林政策課 森林經營管理支援センター または、お住まいの市町村林務担当課まで
〒380-8570
長野県長野市大字南長野幡下692-2 Tel.026-235-7264
メール:shinrin-kanri@pref.nagano.lg.jp